

毎月勤労統計調査地方調査の説明

1 調査の目的

この調査は、統計法に基づく基幹統計であって、雇用、給与及び労働時間について、毎月の徳島県における変動を明らかにすることを目的としている。

2 調査の対象

この調査は、日本標準産業分類に基づく16大産業〔「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く）」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの（外国公務を除く））」〕に属し、常時5人以上の常用労働者を雇用する約1万1,000事業所（事業所母集団データベース等）の中から無作為に抽出された約500事業所について調査を行っている。

3 主要調査事項の定義

(1) 現金給与額

「現金給与額」とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に通貨で支払うもので、所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く前の金額である。退職を事由に労働者に支払われる退職金は、現金給与に含まない。

「現金給与総額」とは、「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」との合計額である。

「きまって支給する給与」とは、労働協約、就業規則等であらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のことであり、「所定外給与（超過労働給与）」を含む。

「所定内給与」とは、「きまって支給する給与」から「所定外給与（超過労働給与）」を除いたものである。

「所定外給与（超過労働給与）」とは、所定労働時間を超える労働に対して算定される給与及び深夜労働を事由として算定される給与のことであり、超過勤務手当、時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜手当、宿日直手当、深夜手当などがこれに該当する。

「特別に支払われた給与」とは、労働協約、就業規則等によらず、一時的又は突発的事由に基づき労働者に支払われた給与又は労働協約、就業規則等によりあらかじめ支給条件が定められている給与で以下に該当するものである。

- イ 夏冬の賞与、期末手当等の一時金
- ロ いわゆるベースアップの差額追給分
- ハ 3か月を超える期間で算定される手当等（6か月分支払われる通勤手当等）
- ニ 支給事由の発生が不定期なもの（結婚手当等）

(2) 出勤日数

調査期間中に労働者が実際に就業した日数のことである。有給であっても実際に就業しなかった日は出勤日にならないが、1日のうち1時間でも就業すれば出勤日となる。

(3) 実労働時間数

調査期間中に労働者が実際に労働した時間数のことである。休憩時間は、給与が支給されると否にかかわらず除かれるが、運輸関係労働者等の手待ち時間は含まれる。本来の職務外として行われる宿日直の時間は含めない。

「総実労働時間」とは、「所定内労働時間」と「所定外労働時間」との合計である。

「所定内労働時間」とは、実労働時間のうち、労働協約、就業規則等であらかじめ就業すべきと定められた時間帯（所定労働時間）内の労働時間のことである。

「所定外労働時間」とは、実労働時間のうち、労働協約、就業規則等であらかじめ就業すべきと定められた時間帯（所定労働時間）の範囲外での労働時間のこと、いわゆる早出、残業、休日出勤、臨時の呼出し等の実労働時間のことである。

(4) 常用労働者数

「常用労働者」とは、次のうちいずれかに該当する労働者のことである。

イ 期間を定めずに雇われている者。

ロ 1か月以上の期間を定めて雇われている者。

ハ 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して、一般の労働者と同じ給与規則又は基準で給与の算定を受け、毎月給与の支払いを受けている者。

ニ 事業主の家族でその事業所に働いている人のうち、常時勤務して、他の労働者（別居の家族労働者を含む。）と同じ給与規則又は基準で給与の算定を受け、毎月給与の支払を受けている者。

「一般労働者」とは、常用労働者のうち、「パートタイム労働者」を除いた労働者のことである。

「パートタイム労働者」とは、常用労働者のうち、次のいずれかに該当する労働者のことである。

イ 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者。

ロ 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで、1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者。

4 調査方法

(1) 第一種事業所（常用労働者数30人以上の事業所）に係る調査

調査方法は、事業主が調査票に記入して郵送により提出する方式（郵送調査方式）又は電子情報処理組織により提出する方式（オンライン方式）としている。

(2) 第二種事業所（常用労働者数5～29人の事業所）に係る調査

調査方法は、統計調査員が調査事業所に対して質問し、調査票を作成する実地他計方式又はオンライン方式としている。

5 調査結果の算定

この調査結果の数値は、調査事業所からの報告をもとにして本県の規模5人以上のすべての事業所に対応するよう復元して算定したものである。